

令和5年第2回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月21日(火) 午前9時30分～11時20分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (9名)

1番	豊増 文夫	2番	坂元 兼一
3番	山内 美千代	4番	前野 浩司
5番	田畑 和成	6番	赤崎 敬一郎
7番	小西 義彦	8番	南原 奈美子
9番		10番	池山 準一

(2) 推進委員 (22名)

11番		12番	甫立 浩二	13番	
14番	山崎 博文	15番		16番	宮崎 栄
17番	内村 正二	18番	三腰 修一	19番	竹井 好博
20番	長野 壯二	21番	濱田 誠	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	満園 和徳	25番	栗野 一三
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	下境田 公治
32番	楠元 伸一	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	小坂 和良				

(3) 職員 (5名)

事務局長	松山 明浩
主幹兼農地係長	小田 寿幸
農地係主査	堀口 浩二
農政課農業政策係主事	永江 優理
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (1名)

9番 吉留 義晃

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (3件)
- (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請について (2件)
- (3) 議案第3号 農地法第5条許可申請について (2件)
- (4) 議案第4号 農業振興地域内農地利用計画の変更案に係る意見について (1件)
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画について (106件)
- (6) 議案第6号 非農地証明願について (4件)
- (7) 議案第7号 令和4年度遊休農地現地調査による非農地判断について (1,778件)

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和5年第2回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。
それでは、本日の出席人員報告をいたします。
本日は、9番吉留委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中9名で定足数に達していますので、総会は成立しております。
また、推進委員25名のうち、11番下市委員、13番野間委員、15番久保園委員から欠席の申し出がありましたので、22名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは、審議を開始します。
本日の議事録署名者の指名をいたします。
議事録署名者は、4番前野浩司委員、5番田畑和成委員をお願いいたします。
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いします。
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
無いようですので、会務報告を終わります。

それでは、1ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。2-1番から3番について、事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口) 　　　　議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明
2-1番
所在：柏原字■■■■番2、田、農振農用地区域内、777㎡、所在：柏原字加治山4344番、畑、農振農用地区域内、1,287㎡、所有権移転の贈与
2-2番
所在：求名字■■■■番1、田、農振農用地区域内、601㎡、所在：求名字■■■■番、田、農振農用地区域内、1,402㎡、所在：求名字■■■■番1、田、農振農用地区域内、460㎡、所在：求名字■■■■番2、田、農振農用地区域内、1,020㎡、所有権移転の贈与
2-3番
所在：求名字■■■■番1、田、農振農用地区域内、124㎡、所在：求名字■■■■番2、田、農振農用地区域内、616㎡、所在：求名字■■■■番18、畑、農振農用地区域外、524㎡、所有権移転の贈与
以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。2-1 番、お願いします。

26 番委員 　■■■■さんと■■■さんは親戚になります。家も隣同士になります。■■■さんは現在、大阪在住で、家、土地の管理ができないため、■■■さんを買ってくれないかと話があったそうです。■■■さんは、娘の家を建てるようにと考えていたそうなのですが、家を壊して建て替えるには、壊す代金は何百万円もかかるために、断ったそうです。そうしたら、■■■さんから、自分は管理できないので、全部譲渡するからもらってくれないかと話があり、譲渡を受け入れることになったそうです。田は2筆を1枚にして、耕作してあったので、筆境は確認できませんでしたが、畑は、境界、進入路はしっかりしており、問題は無いかと思います。以上です。

議長 　2-2 番、お願いします。

29 番委員 　■■■■さんと■■■■さんは親戚ではございません。■■■さんの旦那さんが、2、3年前に亡くなって、それ以降、■■■さんがこの水田を作っていたらっしゃって、子供さんたちも求名に帰ってくることはないということで、■■■さんに水田を引き受けてもらえないかという話があったそうです。家族会議をした結果、■■■さんが、じゃあ引き受けようかということで、今回の贈与に至ったそうです。現在、■■■さんが、水田等は全部管理していらっしゃいまして、入口、境界等は全く問題ありませんでしたので、よろしく願いいたします。

議長 　2-3 番、お願いします。

31 番委員 　渡人の■■■さんと受人の■■■さんは、親戚関係でございます。求名字■■■の田んぼ、2筆は、40年前から小作に出してありまして、今も、借りている方が作っていらっしゃいます。また、その下の■■■の畑は、近所の方に菜園として貸してございまして、耕作には何ら支障はございません。以上です。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

（なしの声）

よろしいですか。無いようですので採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-1番から3番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-1番から3番は、許可することに決定いたします。

次に、2ページ、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の2-1番を議題といたします。

なお、4ページ、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
（小田） 　議案第2号「農地法第4条許可申請について」の2-1番について説明
所在：久富木字■■■■番1、田、農振農用地区域内、2,068㎡、所在：

- 事務局
(小田) 山崎字■■■■番 1、田、農振農用地区域外、363 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：山林用地、施設：山林（杉 590 本）、申請地に杉を植え山林にしたい。
関連部分の 4 ページ、議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番説明
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
- 議長 　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
- 20 番委員 　　申請地は久富木と山崎なのですが、久富木は問題無かったのですが、山崎のほうが、前日の雨で、ちょっと水たまりができていて、杉を植えるには水切りをしたほうがいいですよということを、申請人にお伝えすることでした。進入路、境界等は問題無かったです。よろしく願いいたします。
- 議長 　　次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局
(小田) 　　農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明
総合意見としまして、許可相当。（ただし、1 筆は、農振除外の決定があった場合に限る。）なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 　　ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
（なしの声あり）
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 2-1 番については、農振除外の決定を条件として許可することに賛成の方、併せて、議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、農振除外を承認することに賛成の方は挙手を願います。
（全員挙手）
全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 2-1 番については、農振除外の決定を条件として許可することに許可することに決定いたします。
また、議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、農振除外を承認することに決定いたします。
- 次に、2 ページ、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 2-2 番を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局
(小田) 　　議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 2-2 番について説明
所在：神子字■■■■番 1、畑、農振農用地区域外、455 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：倉庫用地、施設：倉庫・作業場、施設面積：82.32 m²、申請地に倉庫を建築し作業場を設置したい。
- 議長 　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

- 25 番委員 場所は、議案集の 49 ページにあります。神子の■■■■集落になります。自宅の前を通過して、奥になる所です。■■■■君は仕事に行きながら、人の田んぼまで借りて耕作しています。倉庫を作って、乾燥機とコンバインを購入するという事でした。進入路、境界もはっきりしていて、問題は無いと思われました。以上です。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 (小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 2-2 番については、許可することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 2-2 番については、許可することに許可することに決定いたします。
- 次に、3 ページ、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 2-1 番を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 (小田) 議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 2-1 番について説明
所在：神子字■■■■番 2、畑、農振農用地区域外、414 m²、地種：第 3 種農地、形態：転用：用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：118.75 m²、申請地を譲り受け一般住宅を建築したい。
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
- 25 番委員 場所は、■■■■支所にある■■■■の後になる所です。配置図が変更になって、書類審査のときと違います。左側と右側に分けて排水を北側の道路にある側溝に出す予定だったんですが、現地に行ってみたら、側溝が東側から途中までしかきていなくて、その後は、道路を渡って反対側を流れていく側溝でした。西側の排水を東側にまとめて、北側の道路の側溝に出す計画になっています。それと、畑との境界にはブロックを積んでフェンスをするということでした。境界、進入路ははっきりしていて問題はないと思われました。以上です。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2-1番については、許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2-1番については、許可することに許可することに決定いたします。

次に、3ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2-2番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田) 議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2-2番について説明
所在：柏原字■■■■番、畑、農振農用地区域外、1,216㎡のうち450㎡、所在：柏原字■■■■番、畑、農振農用地区域外、1,216㎡のうち153㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅・進入路、施設面積：161.24㎡、申請地を譲り受け一般住宅を建築し進入路を設置したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

27番委員 場所は、■■■■病院の上のほうで、■■■■というところですか。境界にはしっかりと杭が打ってありました。進入路は、ちょっと長いですが、側溝を入れて排水をしっかりとするということでした。以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2-2番については、許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の2-2番については、許可することに許可することに決定いたします。

議長 次に、5 ページから 6 ページ、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について事務局の説明をお願いします。

事務局（堀口） 議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の 5 ページ農用地利用集積計画書、6 ページ集積計画総括表（所有権の移転）について説明

議長 それでは、7 ページから 8 ページ、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 2-1 番から 4 番を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局（堀口） 議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の 7 ページから 8 ページ、2-1 番から 4 番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
（なしの声あり）
無いようですので、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 2-1 番から 4 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 2-1 番から 4 番については、妥当とすることに決定いたします。

次に、9 ページ、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農用地利用集積計画書、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について事務局の説明をお願いします。

事務局（堀口） 議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の 9 ページ、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について朗読及び説明

議長 それでは、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。
本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が 4 件ありますので、その案件を先に審議いたします。
10 ページ、2-1 番を議題といたします。
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局（堀口） 議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 10 ページ、2-1 番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
（なしの声あり）
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 2-1 番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 2-1 番については、妥当とすることに決定いたします。
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

- 議長 次に、11 ページ、2-5 番を議題といたします。
[]委員の退室をお願いします。{ []委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 (堀口) 議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 11 ページ、2-5 番について朗読及び説明
- 議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 2-5 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 2-5 番については、妥当とすることに決定いたします。
[]委員の入室をお願いします。{ []委員入室}
- 議長 次に、12 ページ、2-9 番を議題といたします。
[]委員の退室をお願いします。{ []委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 (堀口) 議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 12 ページ、2-9 番について朗読及び説明
- 議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 2-9 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 2-9 番については、妥当とすることに決定いたします。
[]委員の入室をお願いします。{ []委員入室}
- 議長 次に、41 ページ、2-96 番を議題といたします。
[]委員の退室をお願いします。{ []委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 (堀口) 議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 41 ページ、2-96 番について朗読及び説明
- 議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 2-96 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 2-96 番については、妥当とすることに決定いたします。
[]委員の入室をお願いします。{ []委員入室}

議長 次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の10ページから42ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の10ページから42ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、43ページ、議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (小田) 議案第6号「非農地証明願について」説明

2-1 番

所在：求名字■■■■番4、畑、農振農用地区域外、78㎡、判定地目：山林、利用状況：耕作放棄地、所在：求名字■■■■番5、畑、農振農用地区域外、161㎡、判定地目：山林、利用状況：耕作放棄地

2-2 番

所在：白男川字■■■■番1、畑、農振農用地区域内、388㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地、所在：白男川字■■■■番、畑、農振農用地区域外、132㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地、白男川字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、107㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

2-3 番

所在：船木字■■■■番2、田、農振農用地区域外、753㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

2-4 番

所在：求名字■■■■番、田、農振農用地区域外、791㎡、判定地目：山林、利用状況：耕作放棄地、所在：求名字■■■■番5、畑、農振農用地区域外、659㎡、判定地目：雑種地、利用状況：耕作放棄地、所在：求名字■■■■番9、畑、農振農用地区域外、632㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地、所在：求名字■■■■番15、田、農振農用地区域外、664㎡、判定地目：山林、利用状況：耕作放棄地、所在：求名字■■■■番19、田、農振農用地区域外、255㎡、判定地目：山林、利用状況：耕作放棄地

議長 ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果の報告をお願いします。2-1番、お願いします。

29番委員 議案集の52ページを見てください。場所は、■■■■小学校の近くになります

- 29 番委員 す。私もこの学校を出て 40 年になるんですが、こんなところに畑があったかなというようなところでございます。杉の木が相当高く、畑になるというレベルのものではございませんでした。よろしくお願いします。
- 議長 2-2 番、お願いします。
- 17 番委員 ■番 1、これは議案集の 53 ページ、下の 2 筆、■番、■番 1 は 54 ページになります。まず、53 ページ、こちらは、周りがすべて原野になっていまして、耕作はずっとしてありません。次の 54 ページの ■番、■番 1 のほうは、そこの住居跡も書いてありますけれども、もう潰れて、山の中に埋まっています。既に、山林に近い状態になっています。以上です。
- 議長 2-3 番、お願いします。
- 16 番委員 図面は 55 ページになっていますが、ここは、以前、認定農家が借りて耕作していましたが、■川が増水し畔を削って、それ以後、返却されて耕作されていなくて、約 10 年ほどそのままの状態です。■さんは、■で勤めをされていて、船木には帰って来ないということで、耕作できないということでした。以上です。
- 議長 2-4 番、お願いします。
- 31 番委員 求名字 ■番、求名字 ■番 15、■番 19 の 3 筆は 40 年前から耕作放棄地で山林化しておりました。■さんのご主人が死んでからそのまま放置してあるということで、完全な山でした。それから、■番 5 の判定が雑種地になっておりますが、地図は 56 ページにあります。国道と旧国道に挟まれた畑で、国道を広げるときに、畑を嵩上げしてもらって、中に岩石が多く入って、自分で耕作するときは、それを拾って片付けて手打ちで作っていらしたそうなんです。ご主人が死なれてから、畜産農家に耕作を頼まれトラクターでも打てない状態で、耕作者も二転三転として、現在は、雑草が生えているのを近所の方が、景観が悪いからと草払いだけはしてありました。それから、■番 9 は、■さんが健在のときは菜園として作っていらっしゃいましたが、年をとってから、また亡くなってから 5、6 年放棄地になりまして、竹や雑木が生えて、原野の状態でした。以上です。
- 議長 ただ今の議案説明及び現地調査報告について、ご意見・ご質問はありませんか。
- 6 番委員 2-2 番の白男川字 ■番 1、これについては農用地区域内となっていますけど、先ほど説明がありましたとおり、周りも全部原野化しているということで、この辺はどんな地域か分かりませんが、周りの畑が全部原野化しているんだったら、区域外にするような取り組みも考えてもらったほうが。この 1 筆の問題ではなくて、周りも原野化しているという話を先ほどされましたので、検討課題じゃないかと思ったところでした。
- 事務局 (小田) 現地を確認しましたところ、先ほど推進委員から説明がありましたように、周りがほぼ原野化している状態でありましたので、これについては、今後、農政課とも話をしながら、検討していきたいと思っております。以上です。

議長

今の件については、推進委員が、周りの地権者等と話をし、ここはこういう申請をされました、今後については、おたくはどうされますかというような呼びかけも必要じゃないかなと思います。今、事務局から話がありましたように、農政課とも話をしながら、この件は進めていきたいということです。

ほかに、ございませんか。よろしいですか、ないようですので、採決いたします。議案第6号「非農地証明願について」の2-1番から4番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号「非農地証明願について」の2-1番から4番は、妥当とすることに決定いたします。

次に、「議題」(7) その他ですが、委員の皆様より「議題」はありませんか。

(なしの声)

事務局より、何か議題はありますか。

事務局
(小田)

議案第7号としまして、「令和4年度遊休農地現地調査による非農地判断について」の審議をお願いします。

議長

事務局より、「令和4年度遊休農地現地調査による非農地判断について」を議題としたい旨の申し出がありました。

申し出を受け、議題としたいと思いますが、よろしいですか。

(はいの声)

それでは、議案第7号「令和4年度遊休農地現地調査による非農地判断について」を議題とします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田)

議案第7号「令和4年度遊休農地現地調査による非農地判断について」説明

議長

ただいまの議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号「令和4年度遊休農地現地調査による非農地判断について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第7号「令和4年度遊休農地現地調査による非農地判断について」は、妥当とすることに決定いたします。

ほかに、事務局より、何かありますか。

(ありません。)

無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、事務局より事務連絡はありませんか。

(事務局より協議・連絡事項あり)

事務局

- ・活動記録の徹底について(農家台帳の活用を含む)
- ・活動記録簿の提出時期について
- ・担い手への集積の確認書について

事務局

- ・今後の総会等日程について
- ・利用権設定の期間満了のお知らせについて
- ・農業者年金加入推進について
- ・かごしま景観大賞審査結果について
- ・懇親会、研修旅行案について

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして令和5年第2回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員